器具設置対象世帯一覧表

自主防災組織名 （ ）

No.	世帯主氏名	住所	該当区分 ※下段の②～⑤のいずれかを記入して下さい。	備考

【防災対策支援事業における器具設置対象者】

世帯員自らの器具の設置が困難な世帯で、次の①に該当し、且つ②から⑤のいずれか該当する世帯であること。

①暴力団関係者でない世帯（中津市暴力団排除条例第２条第２項に定義される暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定される暴力団員をいう。）若しくはその者と密接な関係でないこと。）

②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

③要介護認定又は要支援認定を受けている者のみで構成される世帯

④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者のみで構成される世帯

⑤その他市長が特に必要と認める者